

EU 拡大と労働移動

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*
 (財)国際貿易投資研究所 研究主幹

EU の拡大は新規加盟候補 10 カ国との加盟交渉が 2002 年 12 月に妥結したことから、2004 年 5 月からの拡大 EU 発足に向けて秒読みの段階に入っている。これまでの EU 加盟交渉においては、EU と加盟候補国との間の 4 つの自由移動(モノ、人、サービス、資本)の中で一番遅れているとされる労働者の自由移動が、加盟国の労働市場に直接影響する問題だけに、農業問題などと並んで大きな問題として議論されてきた。

本稿では、EU 労働市場における外国人労働者の受け入れ状況、EU 拡大に伴う新規加盟候補国からの労働移動予測などについて概観するとともに、過去の EU 加盟交渉においてこの問題がどのように取り扱われ、今回の交渉では最終的にどのように決着したのかなどについて概観した。

I EU 労働市場における外国人労働者

1. EU 域内の労働移動

EU ではすべての EU 市民は、EU 域内の自由移動に関する「アキ・コムニョノテル」(acquis communautaire: EU の法体系の総称)によって域内自

由移動が保証されており、こうした自由移動は域内の経済統合の進展に寄与するとともに、労働市場の需給の均衡に貢献してきた。

1999 年において、他の加盟国に居住し職業に従事している EU 市民は約 270 万人(雇人口の 1.8% に相当)である。

これを出身国と移住先国別に見る

と、国別にかかなりの差異が見られる。EU 域内出身の外国人労働者の中で最も高い移住比率を示しているのはアイルランドからの労働者（全アイルランド雇用労働者の 13 %）で、次いでポルトガルの 8 %、ルクセンブルクの 7 %であった。これに対して EU 域内出身の外国人労働者の受け入れ比率が最も高い国はルクセンブルク（国内労働力の 37 %を受け入れ）であり、次いでベルギーの 6 %、アイルランドの 2.5 %であった。このように、EU 域内の労働移動は、国別に見ると、流出（移住）ではアイルランド、ポルトガル、ルクセンブルク、流入（受け入れ）ではルクセンブルク、ベルギー、アイルランドといった小国が比率としては高いが、一般的に経済規模の大きい加盟国の場合、域内の他国に移住する労働者の数よりも他国から受け入れる労働者の数の方がはるかに大きい。

一方、EU の他の加盟国へ国境を通過して通勤している EU 市民の数は推定では増大しているものと思われるが、通勤労働者の統計は整っていない。通勤労働は、人口密度が高いこと、物理的に近いこと、都市や産業の中心地との道路、鉄道などのインフラ上の整備状況などに応じて特定地域に集中して

いる。通勤労働が最も活発な国境地域はルクセンブルクであり、フランス、ベルギー、ドイツからルクセンブルクに通勤している労働者は同地域の総雇用者数の約 30 %を占めている。しかしこれは EU 域内の国境地域でも例外的なケースであって、フランスとベルギーの間の国境地域やオーストリアとドイツ・イタリアの国境地域においては、通勤労働者は当該地域労働者の数パーセントを占めるに過ぎないと推定されている。

2. 加盟候補国からの労働者受け入れ

非 EU 外国人労働者受け入れの 6 %

EU 域内では現在約 30 万人の加盟候補国からの労働者が合法的に就業している（表 1）。これは EU の総雇用者数の 0.2 %である。EU 域内で働いている非 EU の外国人労働者数は全体で約 530 万人であり、加盟候補国からの労働者はこの約 6 %を占めていることになる。

EU 加盟国の中で、加盟候補国からの労働者の受け入れが最も多いのはドイツとオーストリアであり、EU 域内で働く加盟候補国労働者全体の 70 %を両国が受け入れている。

しかし、国内雇用者数に占める加盟候補国労働者の比率を見ると、最も高いオーストリアで1.2%、ドイツで0.4%と小さな比率にとどまっております。また、両国の非EU外国人労働者に占める加盟候補国労働者の比率を見ても約10%と比較的小規模にとどまっております。

オーストリア、ドイツ以外で、絶対数で見て加盟候補国からの労働者の受け入れの多い国としてはフランス（2万人、総雇用者数の0.1%、非EU外国人労働者数の3%）とギリシャ（1万5,000人、総雇用者数の0.3%）が挙げられる。

ちなみに、EU域内で就業している加盟候補国からの就業者約30万人の

うち、約2万人が自営業者である。自営業者のうち約半分がドイツとオーストリアで就業しており、これら自営業者がドイツとオーストリアの自営業者に占める比率はそれぞれ0.2%と0.5%（非EU外国人自営業者の5%と20%）となっている。

また、合法的な外国人居住者（就業者および就業者の家族などの非就業者を含む）の累積数を見ると、非EUからの移民が全体で約1,200万人であるのに対して、加盟候補国の居住者は約83万人であった（表1）。ちなみに、EU域内に居住している中・東欧加盟候補10カ国の居住者数の国別内訳は表2のとおりである。

以上のように、EUにおける加盟候

表1 EU域内への移民数（1999年）

（単位：人、%）

	就業者		居住者（就業者、非就業者全体）	
	就業者数	EU全体に占めるシェア	居住者数	EU全体に占めるシェア
非EU国籍者（合法的）	5,280,000	3.1	12,000,000	3.2
うち加盟候補国の国籍者	290,000	0.2	830,000	0.2
加盟候補国からの「労働旅行者」	600,000	-	-	-

（注）うち約37万人が自営業者で、加盟候補国の自営業者は約2万人。

（出所）欧州委員会 Information note, “The Free Movement of Workers in the Context of Enlargement”

表2 中・東欧加盟候補 10 カ国の EU 域内居住者数

加盟候補国	居住者数	比率(%)	加盟候補国	居住者数	比率(%)
ブルガリア	55,000	7	チェコ	35,000	4
スロバキア	20,000	2	ハンガリー	77,000	9
ポーランド	435,000	53	ルーマニア	155,000	19
エストニア	15,000	2	ラトビア	7,500	1
リトアニア	8,000	1	スロベニア	20,000	2

(出所) 表1に同じ

補国からの移住は、労働者、自営業者、居住者全体のいずれの指標で見ても、ホスト国の雇用者数に占める比率、非EU 外国人労働者に占める比率とも現状ではそれほど高くないように見受けられる。

EU 加盟交渉においては、労働者の自由移動の導入に関し、特にドイツとオーストリアが強い警戒感を示した。これは、両国が中・東欧の加盟候補国と地理的に近接しているため、自由化によって労働者の大量流入が予想されること、両国とも高い失業率を抱えており、加盟候補国労働者の流入により国内労働市場に与える影響が懸念されたこと、などの理由による。

なお、労働移動をより正確に把握するためには、例えば旅行者の資格でEU に入国して就業したり商業活動を行うといった非合法の労働者や居住者を含めて考える必要がある。この非合

法の労働者や居住者というカテゴリーは、労働市場の近接や旅行の自由化によって、中・東欧諸国の市場経済への移行以降大きく膨れ上がってきたものである。

欧州委員会資料(注1)によれば、この非合法の労働者は年間約 60 万人と推定されている。ただし、この推定値はEU 加盟候補国の国境通過者(年間約 2,000 万人)をベースに、外国での短期労働従業者(「労働旅行者」)と国境貿易従業者(「貿易旅行者」)の比率を推定したものである。ただし、この数字はこれら短期労働者が国境での出入りを繰り返した場合もすべてカウントした累積の数字である。

II EU 拡大に伴う加盟候補国からの労働者流入

今回の EU 拡大に伴って、新規加盟

国から EU にどの程度の人口が流入することになるのか。この点については、ドイツやオーストリアの経済研究所等からいくつかの試算結果が発表されている。

例えば、ドイツの 6 大経済研究所の 1 つであるドイツ経済研究所 (DIW) は、労働移動が自由化された

場合、加盟候補国からの EU への労働者の流入は加盟後 10 年間で、中・東欧 8 カ国 (チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア) から 86 万人増加し、中・東欧 10 カ国 (上記 8 カ国およびルーマニア、ブルガリア) で計算すると 140 万人

表 3 労働移動自由化の下での加盟候補国から EU15 カ国への人口流入予測
(単位:人)

	中・東欧 8 カ国からの移住者		中・東欧 10 カ国からの移住者	
	累積数	最初の10年間のフロー (年間)	累積数	最初の10年間のフロー (年間)
DIW(2000) (労働者のみ)	86 万 (10 年後)	7万から 3万に減少	140 万 (10 年後)	12万から 5万に減少
DIW(2000) (家族を含む 全移住者)	180 万 (10 年後)	20万から 8万5,000に 減少	290 万 (10 年後)	33万5,000 から14万5,000 に減少
ifo (2001)	270 万 (15 年後)	24万から 11万に減少	420 万 (15 年後)	38万から 20万に減少
WIFO (1998) (国境通勤 者を除く)	-	16万から 11万に減少	-	

(注) チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア。

上記 8 カ国プラス、ルーマニア、ブルガリア。

ifo ; ミュンヘンにある ifo 経済研究所。ドイツ 6 大経済研究所のひとつ。ブルガリア、スロベニア、バルト三国を除く。表 3 ではドイツの推計結果から現在の EU15 カ国の移民分布を不変と仮定して EU15 カ国の数字を推定。

WIFO ; オーストリア経済研究所。

表 3 ではオーストリアの推計結果から、現在の EU15 カ国の移民分布を不変と仮定して EU15 カ国の数字を推定。

(出所) 表 1 に同じ

になるという結果を発表している。

ただし、10年間のフローで見ると、当初の年間7万人規模から3万人規模の流入に漸減（8カ国の場合。10カ国の場合は12万から5万人に減少）するとしている。

また、同研究所は、労働者の家族を含めた10年間の全移住者の数として、中・東欧8カ国から180万人（フローでは20万人から8万5,000人に漸減）、中・東欧10カ国から290万人（フローでは33万5,000人から14万5,000人に漸減）になると予測している。

こうした予測をどのように評価するのかは難しい問題であるが、少なくとも、現状ですでに外国人労働者の受け入れが多い、ドイツやオーストリアにとっては、国内失業者が高水準で高止まりしている状況において新たに10年間で100万人近い加盟国候補国からの労働者の流入が見込まれるということは、国内の労働市場の混乱要因になることが予想される。こうした見方が、EU加盟交渉において両国が「労働者の自由移動問題」で暫定期間の導入を強く求める根拠となってきた。

III EUにおける労働者自由移動の進展

EUはこれまで域内の市場を統合する過程で、域内の労働者の自由移動を実現し、また過去のEU拡大の過程で新規加盟国との間で労働者の自由移動を導入にしてきた。

こうした経緯を把握しておくことは、今回のEU拡大における労働移動問題を考えるうえで、参考になると考えられる。以下に、EUが域内で労働者の自由移動を進展させてきた過程を見るとともに、過去のEU拡大過程で、この問題にどうに対応してきたのかについて概観しておこう。

1. 原加盟6カ国における自由移動の導入

EUにおいては、労働者の自由移動は原加盟6カ国で構成されていたEECにおいて段階的に導入された。

- ・第1段階（1961年）：加盟国は自国民に優先権を与えることが引き続き認められた。しかし、一定の期間内に自国籍の労働者が不足した場合には、他の加盟国の労働者が制限なしに就業機会を得る権利

が認められた。先端技術労働者はこの規則（規則 15/61、J.26.8.61、1073）から除外された。

- ・第 2 段階（1962 年）：自国籍者に対する優先権は廃止された。他の加盟国の国籍者はホスト国の国籍者と同じ条件で就職する権利が与えられた。しかし、他の加盟国の雇用促進事業で提供されている就職先については、自己のイニシアティブで他の加盟国へ行き就労する権利は引き続きないものとされた。一方、セーフガード条項により加盟国は、特定の地域または職業において、その地域の労働市場のリスクが高まり深刻な混乱に陥った場合には、労働者の自由移動を停止することが認められた。64 年の規則（規則 38/64、O.J. 17.4.1964、965）はセーフガード条項を除いて先端技術労働者にも適用されている。
- ・第 3 段階（1968 年）：あらゆる労働者に対して完全自由移動が導入された。しかし、68 年規則（規則 1612/68 O.J.19.10.1968、25/72）においても、特定地域または職業分野の労働市場に深刻な混乱が発生した場合には、加盟国は欧州委員

会に対して即時入国の停止を要請することができるというセーフガード条項が残された。このセーフガード条項は 92 年に正式に廃止された。

2. 過去の EU 拡大と労働移動の自由化
次に過去の EU 拡大時において新規加盟国からの労働者の自由移動がどのように取り扱われ、また実際にどの程度の労働者の移動が見られたのかについて見てみよう。

(1) 95 年の拡大：EEA により加盟前から自由移動を実現

直近のオーストリア、スウェーデン、フィンランドの EU 加盟（1995 年）の時には、労働者の自由移動の規則は EU と EFTA の間で 92 年 5 月に締結された EEA（欧州経済地域）協定により加盟以前に既に適用されていた。企業設立権に関する特別な問題もなく、これら 3 カ国の労働移動に関する完全統合はすでに加盟の時点で確保されていたといえる。

(2) ドイツ統一：大きかった東から西への流出

一方、90 年のドイツ統一は、国レベルと EC（当時）レベルでの労働の自由移動を含むという点で特殊なケー

スであった。両独間には文化的、言語的な障壁が存在しないこと（家族的な結びつきを含む）これまでの歴史的な結びつきにより、東ドイツから西ドイツへの移住は加盟候補国以上のものとなった。旧東独諸州の EU との経済的な格差は、現在の加盟候補国と EU の格差にくらべて小さかったものの、旧東独諸州では賃金は安く、高い失業率が続いていた。

最近の研究（注2）によると、東西ドイツの国境が開かれてからの 10 年間に旧東独人口の約 7.3 % が西独へ移住したとされている。東独人口の約 2.8 % が最初の 6 カ月間に西独へ移動した。東西移住の流れそのものは特に旧東独の若年層を中心にその後も続いたものの、90 年の両独間の経済・通貨統合以降、旧東独からの急激な人口流出は沈静化した。

(3) モデルケースとしての 81 年と 86 年の拡大

懸念された労働者の大量流入

EU 拡大に伴う労働移動を考える場合、過去の EU 拡大で最も参考になると考えられるのは 86 年のスペイン、ポルトガルと 81 年のギリシャの EU 加盟である。これらの国の場合は、これらの国からの予想される労働移動が

加盟国の労働市場に深刻な混乱をもたらす可能性が指摘されてきた。こうした懸念はこれら諸国の EU との地理的な近接性、所得格差やスペイン、ポルトガル、ギリシャにおける高い失業率、移民慣れといった点に基づくものであった。

これらの点はいずれも、今回の EU 拡大についても同様に当てはまることであるが、これら 3 カ国については、今回の加盟候補国と比べて、大きな相違点もあった。1 つは、これら 3 カ国、特にスペインやポルトガルの場合は、80 年代を通じての経済発展によって移民のピークは既に過ぎていたということである。第 2 に、3 カ国の EU との経済格差は今回の加盟候補国と比べて相対的に小さかったことも相違点として挙げられる。さらに、今回の拡大においては、加盟前の段階で、少なくとも 2 つの移動の自由（商品と資本）が加盟候補国にも前広に拡大されていること、また域内単一市場の実現とグローバル化の進展によって EU 経済がより大きな外部からの競争圧力にさらされるようになってきていることなども、86 年当時の状況と大きく異なる点として挙げられよう。

7年間の移行期間を設定

86年のスペインとポルトガルのEU加盟においては、サービスと自営業については移行期間は設けられず、労働者の自由移動については7年間の移行期間終了後にアキが完全適用されることになった（ルクセンブルクへの自由移動については10年間の移行期間を設定）。移行期間中は、各加盟国は両国からの労働市場へのアクセスを規制するために、加盟国単位で行っている規則や二国間協定を維持することが認められた。

具体的には次のような点が取り決められた。

- ・新規にEUの労働市場に到着したものは、ホスト国の労働許可を取得することが義務付けられる。加盟条約署名前にすでに加盟国で合法的に働いているポルトガル人とスペイン人は、労働を継続することができるが、この場合も労働許可を取得することが必要である。しかし、これら2カ国の労働者は、労働・雇用条件に関してホスト国の労働者と同等の取り扱いを受ける権利を与えられる。さらに、短期労働者（1年未満の労働者または季節労働者）でない場合には、労働許可証を更新し、職業を変える権利も認められる。

- ・労働者の家族メンバーは加盟後直ちに、労働者と一緒に居住する権利が認められ、加盟条約署名前にすでに当該国に居住している場合は、直ちに雇用市場にアクセスできる。また、加盟条約署名後にホスト国に到着した労働者の家族は、当該国の労働市場にアクセスする権利が段階的に与えられる。いずれにしても、家族が労働者と一緒に居住して3年が経過すれば、ホスト国の労働市場に完全にアクセスできる。

- ・加盟国は、スペイン人とポルトガル人の雇用に新たな制限を設けることはできない（「停止条項」）。

- ・当該加盟国との二国間条約が労働者にとってより有利な場合は、二国間条約の条項がEUの条項の上位に位置付けられる。

- ・さらに、移行期間の取り決めには、5年後に状況をレビューすることを要求できるという条項も含まれている。

このレビュー条項に基づきEUの閣僚理事会は91年に、欧州委員会の報告書をベースに移行期間の状況を調査し、労働者の自由移動が各国の労働市

場に混乱を引き起こすような事態は起こりそうもないことを確認した。その結果、閣僚理事会は移行期間を6年に短縮することを決定した（ルクセンブルクについては8年に短縮）。

穏やかだった実際の労働移動

スペインとポルトガルのEU加盟後の両国からEUへの実際の労働者の移動を見ると、極めて穏やかな流れが観測された。労働許可が必要とされていた暫定移行期間中、他の加盟国で労働許可を取得したスペイン人労働者は年間1,000人であり、ポルトガル人労働者は同6,000人とどまった（既滞在者の労働許可証更新を含む）。

90年代初めに移行期間が終了したときもこの傾向に大きな変化は見られず、両国からの人口流出は小規模にとどまった。スペインから他のEU諸国への人口流出は安定的に推移し、ポルトガルからの流出は幾分増加したが、両国を合わせても年間3万人（労働者の家族を含む）の水準にとどまった。

両国からの労働者の最大の受け入れ国はドイツであり、ドイツは伝統的に両国からのEUへの流出の約半分を引き受けている。逆方向の人口移動も考慮に入れると、EU加盟後95年までに他のEU加盟国に居住したスペイン

人は約11万人（スペインの人口の1.1%）に減少し、ポルトガル人は10万人（同0.3%）に減少した。

一方、EU加盟国に居住したギリシャ人の数は87年の移行期間終了後増大し、95年までにネットの移住者は13万2,500人（同国人口の1.3%）に達した。しかし、EU加盟国におけるギリシャ人コミュニティーの増大は一般的に他のEU国籍者の増大と似たような傾向を示しており、非EU外国人の人口の増大と比べると低い伸びにとどまっている。

IV EU加盟交渉における人的自由移動に関する取り決め

86年の取り決めをほぼ踏襲

欧州委員会の資料（注3）によれば、2002年12月のEU加盟最終交渉において「人的移動」に関しては次のような取り決めが行われた。

すなわち、すべての参加国は、加盟の日から下記の取り決めに従い、人的自由移動に関するアキの採用を実施する。移行措置は期間と範囲を限って実施するというものである。

具体的には、新規加盟国（マルタとキプロスを除く）から現加盟国への労

働者の自由移動に関して、次のような措置をとることが同意された。

- ・加盟の日から2年間は現加盟国の個別措置(注4)が新規加盟国に適用される。
- ・この期間が経過したのちレビューが行われる。加盟後の2年目終了以前に一度自動的にレビューが行われ、新規加盟国の要請に基づきさらなるレビューが行われる。レビューは欧州委員会の報告書に基づいて行われ、閣僚理事会により現加盟国のアキ実施の是非についての決定が下される。
- ・移行措置は原則として5年間で終了するが、労働市場に深刻な混乱が発生した(あるいは混乱が発生する恐れのある)加盟国においてはさらに2年間の延長が可能である。
- ・加盟後7年間は、現加盟国はセーフガードを適用することができる。さらに、現加盟国はEU加盟条約署名の時点よりも労働市場を制限的なものにするにはできないという「停止条項」も適用される。また、現加盟国は非EUの労働者よりも加盟候補国の労働者を優遇しなければならないとされている。さらに、オーストリアとドイツは、クロスボーダーのサービス提

供により特定の国境地域の労働市場で引き起こされる可能性のあるセンシティブサービス部門における深刻な混乱または混乱の恐れに対処するための国家措置を適用する権利を有することも盛り込まれた。

移行措置の下においては、すでに現加盟国に合法的に居住し、雇用されている新規加盟国の国籍者の権利は保護される。労働者の家族の権利についても、以前のEU拡大時にとられた措置と矛盾しないよう考慮されることになった。

以上が今回のEU加盟交渉における新規加盟国との労働移動の自由化に関する合意の概要であるが、合意内容を見て気が付くことは、EUが今回の拡大においても、86年のスペイン、ポルトガルの加盟時に採用した労働移動の自由化の手順をほぼ踏襲していることである。

86年と今回の違いは、86年の時は移行期間を7年とし、5年後にレビューするとしていたのに対し、今回は移行期間を原則5年(2年間の延長可能)2年目レビューとそれぞれ期間を短縮していることくらいであろう。暫定期間の2年間延長の可能性を認

めたのは、自国の労働市場への影響を懸念するドイツやオーストリアに配慮したものとみられる。こうした暫定期間の短縮は、前述のように、86年のスペイン、ポルトガルの加盟がEUの労働市場に大きな混乱を引き起こさなかったという過去の経験を踏まえてとられた措置と思われるが、2年経過時点で行われるレビューの結果次第では86年の時と同様、暫定期間が短縮される可能性は大きいと考えられる。

いずれにしても今回のEU拡大においても、移行期間終了後は新規加盟国との間で労働移動の完全自由化が導入されることになる。問題は、その際、新規加盟国からEUにどの程度の労働移動が起こるかということである。

今後のEU域内の労働移動について

は、ドイツなどで深刻化している出生率の低下、高齢化の進展とそれに伴う生産年齢人口の減少（表4）などの労働者の受け入れ国側の環境変化が大きな影響を及ぼしそうである。ドイツにとっては、当面約430万以上の大量失業者の就労が大きな課題となるが、長期的な生産年齢人口の減少傾向に加えて、外国人労働者の最大の受け入れ国であるドイツから見て、スペインやポルトガルと比べた場合の中・東欧諸国の地理的な近さ、86年当時と比べて所得格差が相対的に大きいこと、中・東欧諸国における高い失業率、といった点も考え合わせると、新規加盟国からの労働移動が、86年のEU拡大時よりも大規模になることは十分考えられよう。

表4 ドイツの生産年齢人口の推移

(単位: 1,000人)

	現在の生産年齢人口	移民なしの場合	2000年から移民を受け入れた場合		
		移民受け入れゼロ	年間10万人受け入れ	年間20万人受け入れ	年間50万人受け入れ
2000	40,356	-	-	-	-
2010	-	38,525	40,452	42,069	44,099
2015	-	36,898	39,522	41,949	44,986
2020	-	34,512	37,848	40,806	44,862
2040	-	24,811	29,886	33,846	41,481

(出所) 表1に同じ(原資料は Fuchs and Thon 1999, Institute für Arbeitsmarkt-und Berufungsforschung der Bundesanstalt für Arbeit)

- (注1) Information note, “The Free Movement of Workers in the Context of Enlargement”
- (注2) Juergen Ridel and Gerhard Untied (2000), ”Strukturpolitik und Raumplanung in den Regionen an der Mitteleuropaeischen EU-Außengrenze zur Vorbereitung auf die EU-Ostweiterung”
- (注3) “Reports on the results of the negotiations on accession of Cyprus, Malta, Hungary, Poland, the Slovak Republic, Latvia, Estonia, Lithuania, the Czech Republic and Slovenia to the European Union”
- (注4) 例えばドイツの場合、第三国からの労働市場へのアクセスには次のような規制が設けられている。滞在許

可の取得（5年以内）労働許可の取得（通常労働市場の需給が逼迫している場合に限り発給）、2000年7月に2万人の情報通信技術（IT）専門労働者に特別労働許可証を発行して受け入れるグリーンカード制度を導入。また、二国間協定については、研修労働者の受け入れに関する協定が、ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ブルガリアとの間で、建設など特定プロジェクトに従事する労働者の受け入れに関する協定が、ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、ラトビア、ルーマニアとの間でそれぞれ締結されている。